(その1)

収　支　報　告　書

会計	繰越	検算	転記		
㋑	㋺	㋩	岡 大		0

※該当箇所に レ すること。

（ふりがな）　すずきたかこをそだてるかい

1　政治団体の名称　鈴木たかこを育てる会

2　主たる事務所の所在地　東京都千代田区永田町２－２－１
衆議院第一議員会館１２０２号室

3　代表者の氏名　鈴木　貴子

4　会計責任者の氏名　鈴木　行二

5　令和　元　年分

団体コード	1 2 5 0 1 8 4 9 2 0 0 1 1 0
前年繰越額	17，107，454 円

事務担当者の氏名　末松真次

電話番号　03-3508-7233

政治団体の区分
□ 政党
□ 政党の支部
□ 政治資金団体
□ 政治資金規正法第１８条の２第１項の規定による政治団体
レ その他の政治団体
□ その他の政治団体の支部
活動区域の区分
全国（２都道府県以上）

資金管理団体の指定の有無
レ 有　□ 無
公職の種類　衆議院議員　(現)・候)
資金管理団体の届出をした者の氏名　鈴木　貴子

国会議員関係政治団体の区分
レ 政治資金規正法第１９条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
レ 政治資金規正法第１９条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名　鈴木　貴子
公職の種類　衆議院議員　(現)・候)

（※）資金管理団体の指定の期間				
令和	年	月	日	から
令和	年	月	日	まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消しをした場合のみ記入のこと。

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間				
令和	年	月	日	から
令和	年	月	日	まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入のこと。

受付 2.7.06 収支公開室 第　号

3320号 2.6.-1 東京都選挙管理委員会 事務局

2320

受付	審査	確認	消込

1	0	2	8	5	0

(その2)

収　支　の　状　況

1　収支の総括表

収　入　総　額	23,237,559
（前年からの繰越額）	17,107,454
（本年の収入額）	6,130,105
支　出　総　額	0
翌年への繰越額	23,237,559

2　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	

(2) 寄　附		
ア　寄附（イを除く。）の区分	金　額	備　考
(ア) 個人からの寄附	1,750,000	
（うち特定寄附）	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	4,380,000	
小　計　(ア) ＋ (イ) ＋ (ウ)	6,130,000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合　計　（ア ＋ イ）	6,130,000	

(その６)

(6) その他の収入

行番号	摘　　要	金　　額	備　　考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	１件10万円未満のもの	105	
	合　　計	105	

(その７)

	(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名(又は名称)	金額	年月日	住所 (又は所在地)	職業(又は代表者の氏名)	備考
1	塚田　健一	10,000	H31/3/20	北海道十勝郡浦幌町字下浦幌東6線南48番地	会社役員	
2	宮本　岬	50,000	H31/4/11	広島県大竹市立戸三丁目4番2号	会社役員	
3	川原　彰	120,000	R1/5/9	北海道名寄市風連町北栄町132番地	会社役員	
4	髙畠　嘉信	10,000	R1/6/7	北海道旭川市本町3丁目437番地239	会社役員	
5	伊藤　康彦	10,000	R1/6/11	北海道根室市朝日町2丁目15番地1	団体役員	
6	山内　信男	100,000	R1/6/11	北海道河西郡更別村字更別633-29	会社役員	
7	寺谷　則子	10,000	R1/6/12	北海道苫小牧市高砂町1丁目6の21	無職	
8	湯浅　章	30,000	R1/6/17	北海道松前郡福島町字福島178	会社役員	
9	南出　利春	10,000	R1/6/26	北海道根室市宝林町2-75	漁業者	
10	山本　新太郎	260,000	R1/6/26	東京都台東区池之端2-2-8-3F	団体役員	
11	山中　庸靖	10,000	R1/9/22	東京都台東区池之端1-4-28-1201	事務所代表	
12	高橋　宏幸	1,000,000	R1/9/30	東京都目黒区五本木1-13-16	会社役員	
13	星野　天	30,000	R1/10/8	東京都江東区大島7-17-7	会社役員	
14	正木　健太	100,000	R1/12/27	北海道新冠郡新冠町大狩部98-1	会社役員	
	その他の寄附	0				
	合計	1,750,000				

(その7)

	(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	3. 政治団体	
行番号	寄附者の氏名(又は名称)	金額	年月日	住所(又は所在地)	職業(又は代表者の氏名)	備考
1	平成研究会	2,380,000	R1/5/27	千代田区永田町1-11-32全国町村会館西館3階	竹下　亘	
2	平成研究会	500,000	R1/6/18	千代田区永田町1-11-32全国町村会館西館3階	竹下　亘	
3	平成研究会	500,000	R1/6/27	千代田区永田町1-11-32全国町村会館西館3階	竹下　亘	
4	平成研究会	1,000,000	R1/12/10	千代田区永田町1-11-32全国町村会館西館3階	竹下　亘	
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の寄附					
	合計	4,380,000				

(その17)

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

(その20)

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

□　1　領収書等の写し

□　2　監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

'20 6/1

政治団体の名称　鈴木たかこを育てる会

会計責任者の氏名　鈴木　　行二　　(印)

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

(印)

政治資金監査報告書

令和２年５月29日

鈴木たかこを育てる会
代表　鈴木　貴子　殿

登録政治資金監査人 篠原佑介

登　録　番　号　第５６６９号
研修修了年月日　令和２年２月 28 日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、鈴木たかこを育てる会の令和元年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、鈴木たかこを育てる会の主たる事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿が保存されていた。なお、政治資金監査の対象期間においては、鈴木たかこを育てる会に関わる支出はなく、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿に基づいて支出が計上されていない状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

３　業務制限

鈴木たかこを育てる会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、鈴木たかこを育てる会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上